

令和2年度第1回鴨川市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日時 令和2年8月3日（月）午後1時30分から

2. 場所 鴨川市役所 4階 大会議室

3. 出席者

(1) 委員

樋口洋子委員、高橋隆一委員、黒野秀樹委員、林宗寛委員、酒井龍一委員、箭内琢磨委員

(2) 鴨川市国民健康保険条例施行規則第14条の規定により出席した者

亀田郁夫市長

健康福祉部 牛村隆一部長

健康推進課 角田守課長

総務部 岩瀬英彦部長

税務課 渡邊寿美課長、山口隆司課長補佐

市民生活課 長幡祐自課長、佐藤信二課長補佐

保険年金係 池田幸江係長、小原富裕主査

4. 次第

(1) 開会

(2) 会長あいさつ

(3) 市長あいさつ

(4) 議件

①令和元年度鴨川市国民健康保険特別会計決算について

②その他

・鴨川市国民健康保険の状況について

・新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険被保険者に対する支援について

(5) 閉会

5. 会議内容

別紙のとおり

6. 会議の傍聴者

なし

1. 開会

(司会)

皆様、こんにちは。本日、進行を努めさせていただきます、市民生活課の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

例年、会場は400会議室で行っておりますが、本日、コロナ感染予防対策としまして、三密を避けるため、会場を4階大会議室とさせていただきますので、ご承知おきください。

会議に先立ちまして、配布資料の確認をさせていただきます。あらかじめ配布しておりますが、本日の会議次第、資料1から資料3まで、本日の追加資料といたしまして、鴨川市国保特定健診のご案内、緑色の用紙で感染症対策へのご協力をお願いします、以上となりますが不足がございましたら、お申し出ください。

今回、人事異動もありましたので、あらためて、事務局職員の紹介をさせていただきます。鴨川市長、亀田郁夫市長でございます。以下、職員につきましては、自己紹介とさせていただきます。健康福祉部長から順次お願いします。

※事務局 自己紹介

以上で、職員の紹介を終わらせていただきます。最後になりましたが、私、市民生活課、課長補佐の佐藤と申します。あらためて、よろしくお願いいたします。

それでは、只今より、令和2年度第1回鴨川市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。本日、高梨会長より欠席の報告がありましたので、出席者数は6名でございます。過半数の委員の出席がありましたので、鴨川市国民健康保険条例施行規則第8条により、本協議会は成立いたしました。また、本運営協議会の会議につきましては、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領に基づき公開とさせていただきます。会議録作成のため会議を録音させていただきますのでご了承ください。

それでは、次第により進めさせていただきます。高梨会長が欠席ですので、樋口委員に会長代理をお願いいたします。まずはじめに樋口会長代理よりごあいさつをお願いします。

2. 会長あいさつ

(会長代理)

本日は、お忙しい中、令和2年度第1回目の鴨川市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。高梨会長が欠席ということでございますので、会長代理を仰せつかっております樋口からご挨拶申し上げます。

さて、現在の社会情勢をみますと、度重なる自然災害、更には新型コロナウイルスの感染拡大等により、日本経済は大きなダメージを受けています。とりわけ、観光業や飲食業は売上が激減し、さらに、感染拡大の影響は、幅広い業種にも及び、このような状況が長期化すれば、地方経済は極めて深刻な状況になるであろうと危惧しております。国では緊急経済対策として、様々な支援等を実施しておりますので、今後の動向を注視して参りたいと思います。

このような中、国民健康保険事業の運営につきましては、加入者が減少し、高齢化により医療費は増加しているという厳しい状況が続いております。一方、国民健康保険は、国民皆保険の最

後の砦として、市民皆様の医療の確保や健康保持増進に欠かすことのできないものでもございます。

本日は、令和元年度鴨川市国民健康保険特別会計決算等の報告が議件となっております。国民健康保険制度の大きな改革から2年経過しましたが、委員の皆様方のご意見等を頂戴しながら、本協議会が有意義なものになるように努めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、開会のあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。続きまして、亀田市長よりご挨拶を申し上げます。

3. 市長あいさつ

皆さん、こんにちは。

本日はご多用のところ、令和2年度第1回目の鴨川市国民健康保険運営協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。日頃から国民健康保険事業をはじめ、市政全般にわたり格別のご支援を賜っておりますこと、重ねて感謝申し上げます。

ご存じのとおり、我が国では少子高齢化が急速に進行し、2025年には、団塊の世代が後期高齢者となり、社会保障の担い手となる、現役世代の減少も懸念されております。このような中、給付と負担のバランスのとれた社会保障制度を持続可能としていくため、これまで進められてきた取組を含め、社会保障制度の改革を後退させることなく、着実に進めていく必要があります。

取り分け、現在、新型コロナウイルス感染症が、再び拡大傾向にありますことから、市民の安全と安心を確保するためにも、関係機関連携のもと、国民健康保険の安定運営に向けた取り組みが不可欠であります。

本日の議件は、「令和元年度鴨川市国民健康保険特別会計決算について」、その他として、「鴨川市国民健康保険の状況について」、「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険被保険者に対する支援について」でございます。

委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げ、お礼の挨拶といたします。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(司会)

ありがとうございました。

それでは、議件に入らせていただきます。なお、議長につきましては、鴨川市国民健康保険条例施行規則第6条によりまして、会長がなることになっておりますので、本日は、樋口会長代理に議長をお願いします。それではよろしくお願いいたします。

4. 議件

(議長)

会議を始めます前に、国民健康保険運営協議会委員の中から、会議録署名人を指名させていた

できます。高橋隆一委員にお願いできますでしょうか。

(高橋委員了承)

ありがとうございます。それでは、後日、事務局が作成いたします会議録に署名をお願いいたします。

(議長)

これより、議件に入ります。議件1、「令和元年度 国民健康保険特別会計決算」について、事務局より説明をお願いします。

(市民生活課長)

それでは、令和元年度国民健康保険特別会計決算について、説明いたします。A3の資料1、1ページをご覧ください。

国民健康保険は、平成30年度から都道府県が市町村と共に保険者となり、財政運営の責任主体となりました。県は、市町村ごとの国保事業費納付金の決定や、保険給付に必要な費用を全額市町村に対して支払うことになりました。そして、市町村は、県が決定した納付金を納めるという形になっております。

それでは、まず、国民健康保険の概要についてでございますが、資料の左側の一番下の3行ある表になりますが、年間平均の加入世帯数ですが、5,780世帯、被保険者数は8,635人となっております。前年度比で、世帯数は177世帯、3.0%の減、被保険者数は382人、4.2%の減となっております。被保険者数の減少ですが、後期高齢者医療への移行や、国保から社会保険へ移行する方の増加によるものです。

次に、総医療費ですが、35億4,416万3千円で、前年度比4,856万4千円、1.4%の増です。これは、主に、国保加入者の高齢者率の増加や、医療技術の高度化などから年々増加傾向にあります。

次に、歳入合計の決算額ですが、左側の表の下「歳入合計」というところになります。総額で、42億4,690万8千円で、前年度比1億1,218万1千円、2.6%の減となっております。

次に、歳出合計の決算額は右側の表の下から2段目になりますけれども、41億6,991万8千円で、前年度比1億1,869万4千円、2.8%の減となっております。

歳入歳出差引残額は、7,699万円で、前年度比651万3千円、9.2%の増となっております。

それでは、歳入の内訳ですが、左の表の上段にお戻りください。まず保険税ですが合計額で、7億7,516万8千円で前年度比3,935万円、4.8%の減となっております。これは、主に後期高齢者医療や社会保険へと移行したことに伴う被保険者の減に伴うものです。

次に、国庫支出金のうち、国保制度関係業務事業費補助金382万2千円ですが、これは主に、今後、開始する予定となっておりますマイナンバーカードを保険証の代わりとして利用するためのシステム改修に対する補助金でございます。概要については、後ほど、パンフレットをご覧くださいただければと思います。

次に、県支出金でございますが、合計で31億54万6千円で、前年度比8,455万1千円、2.8%

の増です。これは、広域化により県から交付される交付金になります。

次に、繰入金につきましては、一般会計繰入金で、2億8,204万円、前年度比2,627万4千円、10.3%の増となっております。主なものとして、被保険者のうち低所得者が多い、年齢構成が高齢者が多いなどによる地方交付税措置による財政安定化支援事業の増によるものです。また、令和元年度は、基金からの繰入金はありません。

次に、繰越金でございますが、7,047万7千円で前年度比1億8,985万5千円、72.9%の減となっております。

最後に、その他収入は、保険税の延滞金等で、1,480万4千円、前年度比240万5千円、19.4%増となっております。

続きまして歳出ですが、右側の表をご覧ください。まず、総務費ですが、1,375万4千円で国保事業における事務費が主な内容です。前年度比122万6千円、9.8%の増となっております。主な内容は、歳入で説明いたしましたマイナンバーカードの保険証利用に伴うシステム改修による増でございます。

次に、歳出の約7割を占める保険給付費につきましては、表の中段あたりになりますが、総額で30億5,512万2千円で、前年度比7,172万2千円、2.4%の増となっております。給付の内訳として、一般分が3.0%増、退職分が75.4%減。この退職者医療につきましては、平成20年度の制度改正により、平成26年度の新規適用者が最後となります。平成27年度からは、現存者が65歳までの適用となりますことから、経過措置に伴う減となります。なお、この保険給付費のうち、任意給付である出産育児諸費と葬祭諸費を除いた分については、保険給付費等交付金・普通交付金として、県から市に対して全額交付されます。

次に、事業費納付金は、県が市町村の保険給付費を賄うために必要となる費用を各市町村に振り分けて納付するものです。この納付金の額は、県が各市町村の医療費水準や所得水準等を勘案して決定しておりまして、医療給付費分7億169万2千円、後期高齢者支援分2億5,540万1千円、介護納付金分7,182万1千円、合計で10億2,891万4千円です。

次に、保険事業費は、決算額3,801万9千円、前年度比247万2千円、7.0%の増です。こちらの主な要因ですが、平成30年度に保険証の有効期限の変更があり、今まで3月末だった有効期限が7月末に変更になりました。そのため、平成30年度は調整期間として、保険証の一斉発送はありませんでした。そして、令和元年度に新たに保険証を発送したことに伴い、郵送料が増加したものでございます。また、短期人間ドック269名の受診があり、前年対比で21名の増があったことも要因のひとつです。

次に、基金等積立金は、3,000万円です。これによりまして、令和元年度末の国保財政調整基金残高は、1億5,100万円となっております。

諸出金は、保険税の過誤納還付金などです。金額につきましては、410万8千円で、前年度比7,500万円、94.8%の減となっております。こちらの主な要因ですが、平成30年度に広域化する前の療養給付費の返還金、これは、平成29年度の精算分になりますが6,700万円ほどあったためです。なお、令和元年度からは事業費納付金での調整となるため、療養給付費の返還金はありません。

あらためて収支を申し上げますと、差引残7,699万円で、収支はプラスとなったところです。

続きまして、資料の裏面2ページ目をご覧ください。

一番上の表が、1として「歳入」、そして順に「2・歳出」、「3・差引残額」、そして、「4・財政調整基金」、これは不測の事態に備えた基金であります、その状況、「5・単年度収支の状況」となっております。そして、平成23年度の決算から掲載しております。

それでは、まず「5の単年度収支の状況」をご覧ください。これは、基金や前年度繰越金を控除し、純粋な単年度収支となっているものです。平成29年度と令和元年度は黒字ですが、その他の年度は、赤字となっています。これでは当然収支が成り立ちませんので、歳入に、財政調整基金や前年度繰越金を入れて、運営を行ってきたところがございます。

次に、「4の財政調整基金の状況」をご覧ください。平成23年度末で、4億3,986万7千円であったものが、赤字により取り崩し続けた結果、平成28年度末には100万円となりました。そして、平成29年度が黒字となり、令和元年度も黒字が見込まれたことから、平成30年度に1億2千万円、令和元年に3千万円、それぞれ基金を積み立てし、令和元年度末の基金の残高は1億5,100万円となったところです。こちらは、当初、広域化に伴って、多額の基金は必要ないと考えられておりましたので、この基金を取り崩しながら、保険税の税率の上昇を抑えてきたものでございます。

以上で、決算についての説明を終わります。

(議長)

事務局の説明が終了しました。質問等ございますか。

ただ今、議件となっております「令和元年度 国民健康保険特別会計決算」についてご質問、ご意見等ございませんか。特になければ、ご異議ないものとしてご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議長)

ご異議ないようであれば、議件1は、「承認」することとします。

次に議件2「その他」ですが、報告として、「鴨川市国民保険の状況」について、事務局から説明をお願いします。

(小原主査)

わたくし事務局の市民生活課保険年金係、小原が説明いたします。よろしく願いいたします。

資料2 鴨川市国民健康保険の状況についての資料をご覧ください。1ページ、①として、鴨川市国民健康保険被保険者数と世帯数について平成25年度から令和元年度までの推移が掲載してあります。棒グラフの左側が被保険者数、右側が世帯数となっています。被保険者数については、年間平均数を使用しています。各月によって、増減があるため、1年間、12か月の月末の被保険者数を合計し、12で割ったものとなっています。1人当たりの医療費を算出する際に使用するものとなっています。グラフから分かるように、被保険者数は、年々減少傾向にあります。特に、平成28年10月から社会保険適用条件が緩和され、その翌年度、平成29年度になりますが1万人台を割って、令和元年度に至っては8,635人となっています。

次に②鴨川市国民健康保険被保険者の年齢構成についてをご覧ください。グラフは、平成25年

度から令和元年度までの年齢構成の推移となっています。被保険者数については、年度末、3月31日の人数を使用しています。棒グラフの一番上の白抜きの人数が65歳から74歳までの前期高齢者の人数となっています。年々全被保険者数が減少する中、令和元年度には、全被保険者数の50%が前期高齢者となっています。

次の2ページをご覧ください。③として、鴨川市国民健康保険の医療費について鴨川市国保の1人当たりの医療費の額を掲載してあります。平成25年度から令和元年度まで、平成29年度を除いて、年々増加しています。この平成29年度の医療費の減少については、被保険者数の減少もありますが、重篤な疾病により入院していた方が亡くなるケースが多くありました。被保険者数が年々減少していく中、医療費については、毎年増加していく傾向にあります。これについては、国保被保険者の高齢化による医療機関受診機会の増加、医療の高度化等が考えられます。令和元年度に至っては、40万円台になったところです。

次に④として、医療費適正化事業についてをご覧ください。鴨川市では、医療費抑制のため、ジェネリック医薬品差額通知を年に2回、発送しています。グラフは、平成25年度から令和元年度までの鴨川市国保被保険者のジェネリック医薬品の使用割合となっています。令和元年度に至っては、73.1%となっています。調剤では80%に達しており、医科では、重篤な疾病治療のために68%、合わせて73.1%となっています。ちなみに千葉県全体では、医科69.8%、調剤81.0%合わせて79.0%となっています。国では、令和2年9月までに、80%の目標を立てています。

次の3ページをご覧ください。⑤として、令和元年度鴨川市国民健康保険の高額な医療費の内訳、上位10件ひと月単位で掲載いたしました。すべて、入院によるもので一番高額な医療費は、一番上にあります、心臓病（大動脈瘤）による医療費、683万30円。以下、10件中、7件が心臓による高額な医療費となっています。

次に4ページをご覧ください。⑥として、令和元年度鴨川市国民健康保険主な疾病割合（同規模保険者との比較）となっています。上にグラフ、下に割合を鴨川市と同規模保険者を比較するかたちで掲載してあります。ここで言う同規模保険者とは、国保加入者割合、すなわち人口に占める国保加入者の割合となります。また、被保険者数で12,000人から8,500人となります。鴨川市は26.6%となっており、千葉県内での25%から26%内の保険者、一番下に掲載してあります、館山市、勝浦市、富津市、いすみ市、匝瑳市、南房総市、大網白里市の7市との比較になります。比較した結果、下の表になりますが、黒色反転の鴨川市の悪性新生物（がん）が同規模保険者と比べて、32.5%と高い割合を占めています。

次に5ページ⑦診療月ごとの受診件数の推移（平成31年3月から令和2年5月診療分）について、ご覧ください。グラフの一番上の折れ線グラフ菱形が入院外、つまり通院になります。2番目の三角が歯科、一番下の黒四角が入院となっています。平成31年3、4、5月と令和2年3、4、5月を比較すると入院外が大幅に減少しています。

ページをめくっていただき、6ページ⑧については令和2年3月診療から5月診療の医療費の推移を掲載しました。受診件数と同様に減少傾向にあります。コロナウイルス感染症による受診回避が原因ではないかと思われます。緊急事態宣言が解除された6月診療分については、データが8月半ばに提示されるので、今後の医療費の推移を注視する必要があります。コロナウイルスによる感染の防止意識が高まり、高齢者の発熱など病気そのものが減っている、また、もともと過剰だった診療がコロナでふるいにかけてられた要素もあるのではないかと私見ながら希望的観測

をいただいています。

ちなみに、鴨川市国保で実施している短期人間ドック助成事業の件数についても、令和2年7月末現在78件、前年同月末126件で48件減少しています。医療機関の都合による日程変更が多々ありました。

次にその下⑨令和元年度千葉県市町村一人当たりの国保の診療費をご覧ください。上位13位と最下位54位を掲載しました。ここでは、速報値として掲載できる診療費を用いての比較としました。医科、歯科の合計、調剤費を除いたものが診療費となります。ちなみに調剤を含んだものが医療費となります。

7ページには、前年度と比較できるよう、平成30年度のものと同じ形式にて掲載しました。いずれの市町村についても、増加傾向にあり、千葉県南部と小規模保険者が上位を占めています。

次に8、9ページをご覧ください。⑩として、鴨川市国民健康保険の医療費分析、令和元年度決算値を掲載しました。8ページが外来による比較（上が令和元年度、下が平成30年度）9ページが入院による比較となっています。今年の2月開催の運営協議会にて、掲載したものは令和元年度暫定値で、11月診療分までを掲載いたしました。今回、お示しするのは、令和元年度決算値となります。また、平成30年度決算値については、その後、再審査等により、増減額があったため、若干の割合が変わっていますが、順位等大幅な変更がありませんことをご承知ください。外来、入院ともに前年度と比較して、悪性新生物が上位を占めています。過去、内分泌系、循環器系の疾患が上位を占めていたところですが、令和元年度に至っては、悪性新生物が上位となりました。

以上、簡単ではございますが、資料2 鴨川市国民健康保険の状況についての説明を終わらせていただきます。

(議長)

ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(黒野委員)

世帯数が1件減るということは、どういうことなのか具体的に教えていただけますか。

(小原主査)

お答えします。世帯数の減についてですが、国民健康保険の保険証は世帯単位で保険証を発行しています。世帯に1人、2人、3人と世帯員がいて、例えば、世帯主の方が社会保険に加入して、妻と子供が世帯主の扶養の場合は世帯全体が社会保険になり、世帯数が1件減になります。また、単身世帯が結構いらっしゃるの、一人世帯の方が社会保険加入の場合は、世帯が1件減になります。以上です。

(黒野委員)

世帯数の減少は、社会保険加入が一番大きいですか。

(小原主査)

おっしゃる通りです。

(黒野委員)

ありがとうございました。

(議長)

ただ今の説明で、よろしいでしょうか。

他にご質問ないでしょうか。

(箭内委員)

資料の2ページの④医療費適正化事業、ジェネリック医薬品の関係なのですが、令和元年度は73.1%ということなんですけれども、目標としては令和2年9月までに80%というところですが、これについては達成の見込みというところはどうなんでしょうか。それと千葉県内で鴨川市はどのくらいのところにいらっしゃるのでしょうか。

(小原主査)

ジェネリック医薬品ですが、令和元年度は令和2年3月31日現在で73.1%ですが、令和2年の直近の数字は74%でした。9月までに80%に到達するのは困難だと思いますが、頑張っってやっていくつもりです。鴨川市は千葉県内で、大体中間ぐらいです。千葉県内の国保の中で80%を達成している市町村は1つもございません。一番高いところで旭市が78%ぐらいかと思います。鴨川市のほうは、これから短期間で80%まで持っていくのは難しいので、なるべく近づけるように頑張っっていきたいと思います。以上です。

(箭内委員)

取り組みとしては、どのようなことをして効果を上げていこうということで、やられているのでしょうか。

(小原主査)

千葉県内のすべての市町村は、国民健康保険の医療費の審査機関である国民健康保険団体連合会にジェネリック医薬品への啓発手段としての差額通知書の作成を委託していますが、抽出条件を選んで委託しています。鴨川市としては、入院している方、がんや心臓病など重い病気については対象除外としているところです。中心になっているのが、毎月通う生活習慣病等に対してです。こういった形で今までやっていたのですが抽出条件を、もう少し検討して高めていきたいと思います。入院している方に対して、これを薦めるのはどうかなと考えていて、そういったところが今後の課題だと思います。以上です。

(箭内委員)

ありがとうございました。

(議長)

その他になにか、ありますか。

特になければ、ご理解いただけたものとします。

次に、同じく、議件2「その他」ですが、報告として、「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険被保険者に対する支援」について、事務局から説明をお願いします。

(市民生活課長)

それでは、資料3をご覧ください。まず、傷病手当金の概要について説明いたします。傷病手当金とは、公的医療保険の被保険者が疾病又は負傷により業務に就くことができなくなった場合に、療養中の生活保障として保険者から行われる給付です。対象者は、被用者、つまり給与所得者、そのうち新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者。支給期間は、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務ができない期間。支給額は、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を、就労日数で除した金額に3分の2を乗じ、さらに日数を乗じた額。適用は、令和2年1月1日から9月30日の間。ただし、入院が継続する場合は最長1年6カ月までとなります。こちらは、今のところ、申請はありません。

続いて、国民健康保険税の減免について説明いたします。対象者の要件については、2つあります。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った世帯です。本市では、幸い新型コロナウイルスの罹患者もいないことから、今のところ申請はありません。

2つ目は、②新型コロナウイルス感染症の影響から、収入が減った場合です。主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが前年の3/10以上減額されることが見込まれること。主たる生計維持者の前年の合計所得が1,000万円以下であること。主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年所得が400万円以下であること。これらの要件に合った方が申請できることとなります。

なお、こちらの制度については、現在20名ほど申請があるとのことでした。

続いて、減免額については、前年の合計所得金額等を基に算定する対象保険税額の全額から2/10までとなります。

最後に、減免期間は、令和3年3月31日までに納期限が設定されている令和2年度分の保険税となります。

以上で説明を終わります。

(議長)

ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問、ご意見等ございませんか。

(黒野委員)

対象者として、発熱等の症状があり、感染が疑われる者とは、どういう方ですか。

(市民生活課長)

傷病手当金についてはQ&Aが出ておりまして、例えば無症状の方で濃厚接触者の方がいらっしゃると思いますが、これは対象にならない、という形になります。また、感染の疑いがなく外出自粛要請や事業主の指示で労務に服さないという場合も、対象にならないということです。どういう場合が対象になるかということですが、あくまでも療養の目的のため仕事に服することができないとき、実際に発熱があるため業務に服することができない者ということです。

(黒野委員)

あくまでも検査対象になる人ということですか。

(市民生活課長)

そうとも言い切れないのですが、給与を受けている方で、実際に発熱等症状が出ていて職場に行けない、症状的に新型コロナウイルス感染症の疑いがあるという場合で、実際にPCR検査を受けた結果が陰性であったとしても、これは対象になります。個々のケースでいろいろ線引きが難しいところがございますので、もし判断に迷うところがあれば市民生活課にご相談いただければと思います。

(議長)

よろしいですか。その他にご質問、ありますでしょうか。

(箭内委員)

2番目の減免の関係なんですけれども、②の条件については20名ほどいらっしゃったということなんですけれども、観光関係とか飲食関係とかそういった事業の方の申請が多かったのでしょうか。

(税務課長)

今の段階では、漁業の方が一番多いです。他には観光関係、サービス業です。漁業の方は観光業者に魚介類を卸すことができないという方もいらっしゃいます。

(箭内委員)

ありがとうございます。

(議長)

他にありますが、なければ健康推進課から説明があるということです。

(健康推進課長)

それでは、健康推進課からご報告いたします。

こちらの白い紙、「鴨川市国保特定健診のご案内」をご覧ください。ご承知とおおり、新型コロナウイルス感染症拡大のため、例年6月18日から15日間にわたりまして、ふれあいセンターを会

場にメタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群に着目した特定健診を集団にて行っておりますが、やむを得ず中止となりました。しかし、こちらのご案内にありますように市内医療機関6施設で特定健診を実施しております。例年は10月までとなりますが、今年度は延長いたしまして12月18日まで実施しております。そのほか裏面を見てくださいと7つの医療機関の7番目、亀田健康管理センター亀田クリニックの5階でも特定健診ができるようになっております。こちらのほうで、ぜひ健診をお願いしたいと思っております。結果につきましては、約6週間から8週間後に個別通知をさせていただきます。

もう一点は、こちら緑の紙でございます。集団検診は中止となりますが、今申し上げましたとおり施設健診は7月から12月まで行っております。そのほか、がん検診についても結核・肺がん検診、胃がん検診を一緒に実施していましたが、こちらの2つにつきましては、10月に延期をさせていただきます。具体的な日時につきましては、後日ご連絡をさせていただきたいと思っております。

肝炎ウイルス検診、前立腺がん検診につきましては、血液検査によって実施しておりますが、これらについては、中止にさせていただきます。

その下、大腸がん検診は、11月下旬、こちらは例年通り実施させていただきます。

骨粗しょう症検診につきましては、来年1月ごろに延期をさせていただきます。

乳がん・子宮がん検診につきましては、6月から各医療機関につきまして来年2月までお願いしております。また、集団検診につきましては、例年4月に実施しておりましたが、来年2月に延期をさせていただきたいと思っております。具体的な日時が決まりましたら、ご連絡させていただきます。

以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。これで、本日の議件はすべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。以上をもちまして、令和2年度第1回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。長時間にわたるご審議ありがとうございました。

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により、会議録の内容について確認し署名します。

令和2年9月8日

鴨川市国民健康保険運営協議会

委員 高橋 隆一